

ID: 3076

担当部署: 上下水道課

処分の概要	特定既存単独処理浄化槽に対する措置命令		
法令名 根拠条項	浄化槽法 附則第11条第3項		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法附則第11条第3項の規定による。 (特定既存単独処理浄化槽に対する措置) 第11条 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日